

令和7年度 自動点呼機器・D X導入促進助成事業 実施要領

令和7年3月19日

改正令和7年8月26日

公益社団法人全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器の普及促進を図る。

2. 予算額

7,000万円

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小事業者を対象とする。

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

- ・資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象

助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和7年4月1日以降に契約または利用開始したものとする。

5. 助成額

対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円）

※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。

6. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

7. 留意事項

（1）助成対象機器等について（交付要綱第2条関係）

助成対象機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とする。

（２）助成額について（交付要綱第４条関係）

導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができる。なお、消費税は導入費用には含まない。

（３）実績報告書の提出について（交付要綱第５条関係）

交付要綱第５条に定める実績報告書は、様式１の「自動点呼機器導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。

各協会は、事業者から受け付けた申請について、当月末締め翌月３日までに、全ト協に実績報告書及び「自動点呼機器導入内訳書」（様式２）を提出するものとする。各協会は、事業者から送付された、領収証の写し、契約書またはサービス利用申込書等の写し、機器の管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類、会員事業者が国土交通省に届出をして受理された書類（自動点呼の実施にかかる届出書）の写しを取得しておくこと（全ト協への送付は求めない）。また別途、上記内訳書を全ト協担当者あてに毎月末までにメールで送信すること。

なお、年度末の書類の提出期限は、令和８年３月６日とする。

（４）助成金の支払いについて（交付要綱第５条、交付要綱第６条関係）

助成金は実績報告書に基づき支払うこととする。なお、交付要綱第５条に定める期日は、毎月３日までとする。また、毎月３日までに到着したものについては、原則として、同月末日までの支払いとする。

（５）Gマーク認定事業所の確認について

Gマーク認定事業所を有する事業者から助成申請があった場合は、Gマーク認定証のコピーの提出を受けることにより、当該事業所が、機器等導入時においてGマーク認定事業所であることを確認し、内訳書にGマーク認定証番号の記入をすること。

以 上